

行政処分の公表

平成 26 年 10 月 20 日に起きた重大事故を端緒として、平成 27 年 7 月 10 日に関東運輸局の監査が実施され、以下の行政処分を受けました。指摘されました件につきまして、指摘内容を真摯に受け止め、運行の安全確保・事業の適正な運営を図り、再びこのようなことの起こらないよう取り組んでまいります。

記

1. 対象事業所 ニッコー観光バス株式会社 本社営業所

2. 処分の内容 輸送施設の使用停止（10 日車）

3. 主な違反の条項 旅客自動車運送事業運輸規則第 46 条

4. 指摘事項
 - (1) 点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。
 - (2) 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。
 - (3) 運転者に対し国土交通大臣が告示で定める適性診断(初任)を受けさせていなかったこと。
 - (4) 整備管理者に運輸局長の行う研修を受けさせていなかったこと。

5. 当該処分にに基づき講じた措置
 - (1) フォーマットのシステム修正を実施いたしました。
運輸規則等の変更時には、現行の記録簿が対応できているかを確認し、不備な項目が発生した場合には速やかに対応してまいります。
 - (2) 作成した年間教育計画に基づいて確実に実行し、ヒヤリハットの情報収集と活用に努め、内容の習得状況を確認する項目を追加してまいります。
また、運転者等に対する指導の事項は、すべて乗務員台帳に記入することとし、実施漏れのないよう全員に指導を実行してまいります。あわせて内部監査や自主点検を行い、漏れがないかチェックしてまいります。
 - (3) 当該乗務員は、7 月 15 日に初任診断を受診させました。
今後の雇用乗務員に対しては、必ず初任診断を受診させ、乗務員台帳に記入いたします。
 - (4) 当該整備員は、7 月 22 日、静岡県浜松市での研修を受講いたしました。
今後、研修にやむを得ず参加できない場合には、後日、他の管轄場所での研修に参加させ、毎年、必ず受講させるようにいたします。

6. 処分を受けた日 平成 28 年 3 月 15 日

以 上